

電気・ガスの契約変更は慎重に！！

相談事例

「今より料金が安くなる」と言われ契約したが、**以前より高くなっていた。**

「電力切り替えを管理会社に依頼されている」と、**検針票を見せるよう要求された。**



電気料金の支払先のみの変更と思っていたが、**契約先も変更になっていた。**

アドバイス



- 「今より料金が安くなります」に飛びつかない！**
料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、納得したうえで契約しましょう。値引きは一定期間しか適用されないキャンペーン料金という場合もあります。
- 検針票は安易に見せない、番号を伝えない！**
検針票に記載の「お客様番号」は、それが分かれば勝手に契約手続きを進めることも可能な情報です。安易に見せたり、番号を伝えないようにしましょう。
- 電気とガス・携帯・ガソリン等の“セット割”勧誘が増えています。**
メリットだけを鵜呑みにせず、解約の場合も想定してデメリットも確認しましょう。
- クーリング・オフが適用できる場合があります。**
訪問や電話で勧誘を受けて承諾した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフが適用できます。

消費生活に関する相談は、『神戸市消費生活センター』へ

消費者ホットライン **188** いやや または

メール相談  QRコードをスキャン



【電話相談時間】月～金は、☎(078-371-1221)でもつながります。 考助 万が一くん
 月曜日～金曜日 9時～17時 (来訪相談は16時30分まで)
 土日祝 10時～16時 (※独立行政法人国民生活センター(東京)につながります)
 【場 所】 神戸市中央区橋通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター5階